

東京都地域特産品認証事業実施要領

制 定	平成 10 年 6 月 8 日 10 労経振工第 171 号
改 定	平成 17 年 1 月 25 日 16 産労農食第 819 号
改 定	平成 20 年 1 月 22 日 19 産労農食第 875 号
改 定	平成 21 年 1 月 19 日 20 産労農食第 737 号
改 定	平成 21 年 10 月 8 日 21 産労農食第 502 号
改 定	平成 23 年 2 月 14 日 22 産労農安第 616 号
改 定	令和 2 年 1 月 29 日 31 産労農安第 1174 号

第1 目 的

この事業は、東京都内産の原材料を使用している加工食品または東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品(以下「地域特産品」という。)について、都が一定の基準を設け、その基準に適合するものを東京都地域特産品認証食品(以下「認証食品」という。)として認証することにより、東京都内産の食品に対する消費者の信頼を高めてその普及と需要拡大を図り、もって東京都の食料産業の振興に資することを目的とする。

第2 定 義

この要領において「認証」とは、原材料、品質、表示等に関する一定の基準(以下「認証基準」という。)を設定し、食品関係事業者からの申請に基づき、認証基準に適合するかどうかの審査を行い、その基準に適合するものについて、認証食品として認めることをいう。

また、認証食品であることの表示をする場合は、認証食品を明確に識別できるように、東京都が指定する認証マークを付す、または、掲示するなどわかりやすい方法により行うものとする。

第3 認証基準策定委員会の設置

- 1 知事は、第2により認証基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者をもって構成する東京都地域特産品認証基準策定委員会(以下「策定委員会」という。)の意見

を聽くものとする。

- 2 策定委員会の運営については、別に定める。

第4 認証申請の手続

地域特産品の認証を受けようとする者は、東京都地域特産品認証申請書(別記様式第1号)及び指定の付属書類等を知事に提出しなければならない。

第5 申請者の資格

地域特産品の認証を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 東京都内で対象品目の製品を生産または製造・加工する食品関係事業者、あるいは東京都内に本社を有する食品関係事業者
- (2) その他知事が認めた者

第6 認証委員会の設置

- 1 知事は、第4の規定による申請があった場合は、学識経験者等から構成される認証審査委員会を設置し、申請の内容が認証基準に適合しているかどうかを審査するものとする。
- 2 1の審査にあたっては、必要に応じて、当該申請品について、現地調査を行うものとする。
- 3 知事は、審査の結果、当該品目についてあらかじめ品質基準を設ける必要があると認められるときは、品質基準を定める。
- 4 認証審査委員会の運営については、別に定める。

第7 認証の決定

- 1 第4による申請に対する認証審査委員会の審査の結果、当該申請品が認証基準に適合すると認められるときは、知事は認証の決定を行い、当該申請者に対し東京都地域特産品認証食品証明書(別記様式第2号)を交付するものとする。
- 2 知事が認証しないと決定したときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

第8 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証を決定した日の属する年度の3年後の年度末までとする。以後、3年ごとに更新する。

ただし、有効期間内に製造した製品については、当該製品の期限表示までとする。

第9 認証の継続申請

- 1 認証を受けた者が、認証の有効期間終了後も引き続き認証を受けようとする場合は、東京都地域特産品認証食品継続認証申請書(別記様式第3号－1)を知事に提出しなければならない。
- 2 認証を受けた者が、有効期間を短縮して引き続き認証を受けようとする場合は、東京都地域特産品認証食品有効期間短縮兼継続認証申請書(別記様式第3号－2)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、当該申請品が認証基準に適合すると認められるときは、継続認証の決定を行い、当該申請者に対し東京都地域特産品認証食品証明書(別記様式第2号)を交付する。
- 4 知事は、3の決定において、必要と認められる場合は、認証審査委員会の意見を聞く。

第10 認証の追加申請

- 1 認証を受けた者が、既存認証食品について、内容が同一で容量や包装形態等が異なる商品を追加しようとする場合は、東京都地域特産品認証商品追加認証申請書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。
- 2 1の審査及び認証にあたっては、第9に準じる。

第11 申請内容の変更

認証を受けた者は、申請書の記載内容に変更が生じたとき、速やかに届出書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。

第12 認証の廃止

認証を受けた者は、認証食品の製造又は販売を廃止したとき、速やかに届出書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

第13 認証の表示及び掲示

- 1 認証を受けた者は、認証食品の包装、容器等に認証マーク(別記様式第7号)を表示することができる。
- 2 認証を受けた者以外で認証食品を販売する施設あるいは、認証食品を原材料として調理品を提供する施設は、知事に認証マーク使用の届出書(別記様式第8号－1)を提出した上で、認証マークを店頭看板や店内ポスター、チラシなどの広告媒体への掲示やメニュー表へ掲載することができる。
- 3 認証を受けた者以外で、出版物で東京都地域特産品認証食品の説明等を行うために認証マークを使用する場合は、知事に認証マーク使用の届出書(別記様式第8号－2)を提出した上で、認証マークを使用することができる。
- 4 認証を受けた者以外で、展示会等の催事で東京都地域特産品認証食品の説明等を行うために認証マークを使用する場合は、知事に認証マーク使用の届出書(別記様式第8号－3)を提出した上で、認証マークを使用することができる。

第14 東京都地域特産品認証食品販売等実績報告書

認証マークを受けた者は、毎年度3月末までの認証食品販売等の実績を東京都地域特産品認証食品販売実績報告書(別記様式第9号)により、翌年度の4月末日までに知事に提出しなければならない。

第15 技術指導等

認証を受けた者は、国、都関係機関等が実施する製造技術、品質管理、衛生、生産記録等に関する指導を積極的に受けなければならない。

第16 調査等

- 1 知事は、必要に応じて、認証を受けた者の製造工場等を調査し、製造等の施設、品質管理、品質、生産記録等に対する点検指導を行うものとする。
- 2 知事は、継続申請があった場合等、市販されている認証食品について、隨時、品質、

表示等認証基準項目に関する分析検査を行うものとする。

第17 改善の指示

知事は、認証食品が、第16の調査の結果、認証基準に適合していないと認めるときは、当該認証食品の認証を受けた者に対し是正のための必要な措置を採るべきことを指示するものとする。

第18 違反者に対する措置

- 1 認証を受けない者による認証マークの使用、認証を受けた者による不正使用、虚偽の申請等、この要領に違反する行為があると認められるときは、翌年から起算して5年間、当該製造業者に対して認証を行わないこととする。
- 2 認証を受けた者が、1の違反行為を行ったと認めるときは、知事は認証を取り消し、認証マークの使用中止を命ずる。

第19 関係法令等の遵守

認証を受けた者は、食品表示法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS 法)、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)等の関係法令及び公正競争規約を遵守するとともに、関係機関から積極的に指導を受け、法令改正等があった場合はすみやかに対応すること。

第20 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

前要領のもとで決定されている認証食品の有効期限については、各認証食品の有効期限年月日に該当する年度末日までを認証の有効期限とする。

なお、この要領は、平成 17 年 1 月 25 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 1 月 22 日から適用する。

附 則

この要領は、決定日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年 1月 29 日から適用する。